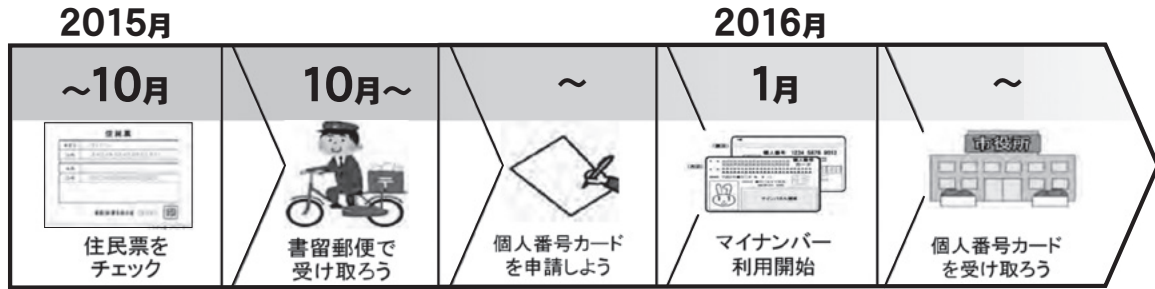




# マイナンバー制度、はじまります。



—平成27年10月からマイナンバーの通知カードが送付されます—

問 総合窓口課 ☎内線1624、1625



## 平成27年10月中旬から11月末にかけて、通知カードが送付されます。

通知カードは、紙製のカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されたものになります。通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が付いていませんので、身分証明書としては使えません。

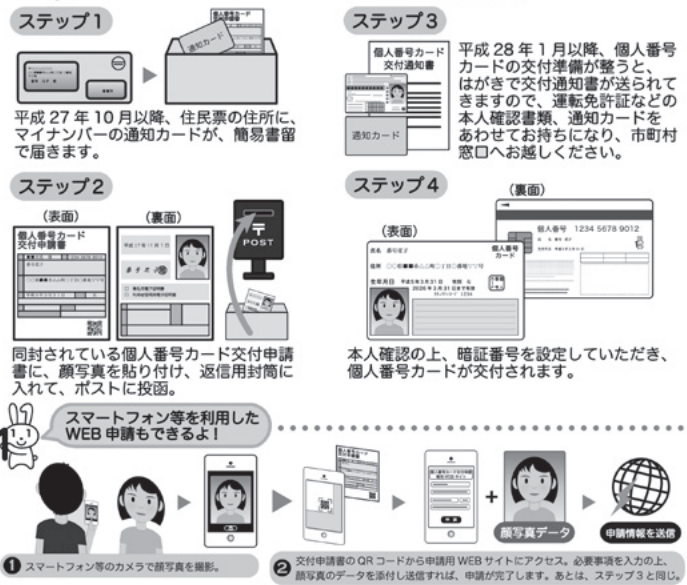
そこで、同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れ、ポストに投函することで、顔写真付きの身分証明書として利用できる個人番号カードを作成することができます。申請された方には、平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整い次第、交付通知書をお送りしますので、総合窓口課に本人確認書類と通知カードをお持ちになり、個人番号カードを受け取ってください。住民基本台帳カードをお持ちの方は、必ずご持参ください。

※通知カードは簡易書留郵便で送付します。不在連絡票が届いていた場合は、速やかに郵便局でお受け取りいただきますようお願いいたします。

### 便利な個人番号カード

- ①個人番号を証明する書類として  
マイナンバーの提示が必要なさまざまな  
場面で、マイナンバーを証明する書類と  
して利用できます。
- ②本人確認の際の身分証明書として  
マイナンバーの提示と本人確認が同時に  
必要な場面では、これ1枚で済む唯一の  
カードです。
- ③各種行政手続のオンライン申請に  
平成29年1月から開始される「マイナポータル」へのログインをはじめ、各種行政手続きのオンライン申請に利用できます。  
その他にもさまざまな利用が予定されています。

### 交付は無料！個人番号カードの申請方法



詳しくは ◆マイナンバーホームページ(「マイナンバー」で検索)

◆マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178(受付時間：平日午前9時30分～午後5時30分)

※総務省・内閣官房ホームページより抜粋・加工しています。